

建築物点検マニュアル

平成30年4月
山梨県企業局

目次

第1章	マニュアルの概要	・・・	1
1	目的		
2	適用対象		
3	点検の種類		
4	点検の実施方法等について		
5	留意事項		
第2章	建築基準法に基づく点検について	・・・	1
1	対象		
2	実施者		
3	実施方法		
4	実施時期		
5	点検結果の保管等について		
第3章	他法令に基づく点検について	・・・	2
1	対象		
2	実施者		
3	実施時期及び方法		
4	点検結果の保管等について		
第4章	長寿命化点検について	・・・	3
1	対象		
2	実施者		
3	実施時期		
4	実施方法		
5	点検結果の保管等について		
第5章	日常点検について	・・・	7
1	対象		
2	実施方法及び時期		
3	点検結果の保管について		
< 様式等 >			
様式1	建築基準法点検票	・・・	8
様式2	長寿命化点検票	・・・	51
様式3	日常点検票	・・・	59
別紙	施設及び設備の維持管理 (法定点検を含む各種点検)	・・・	71

第1章 マニュアルの概要

1 目的

このマニュアルは、県で管理する建築物等の劣化等の状況を把握し、建築物等の適正な保全を図るとともに、各種点検に基づく適切な改修の実施により長期にわたる安全な使用（建築物の長寿命化）を図ることを目的とする。

2 適用対象

このマニュアルは、企業局で管理する建築物及びその附帯施設に適用する。

3 点検の種類

施設管理者は次の点検を実施する。

(1) 建築基準法に基づく点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検をいう。

(2) 他法令に基づく点検

建築基準法以外の法律に基づく点検をいう。

(3) 長寿命化点検

長寿命化対象建築物の点検をいう。

(4) 日常点検

施設管理者が日常的に行う点検をいう。

4 点検の実施方法等について

(1) 建築基準法に基づく点検は、建築基準法点検票（様式1）により実施し、実施方法は「第2章 建築基準法に基づく点検について」に示す。

(2) 他法令に基づく点検の実施方法は、「第3章 他法令に基づく点検について」に示す。

(3) 長寿命化点検は、長寿命化点検票（様式2）により実施し、実施方法は、「第4章 長寿命化点検について」に示す。

(4) 日常点検は、日常点検票（様式3）を参考様式とし、実施方法は、「第5章 日常点検について」に示す。

5 留意事項

(1) 点検に際しては、安全に十分留意すること。

(2) 特殊な建築部位・設備は、法定点検の対象としていないため、別途必要な点検を実施すること。

第2章 建築基準法に基づく点検について

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検であり、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に保つとともに、建築物の状況について安全上、防火上又は衛生

上支障がないことを定期的に確かめるため、損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

点検が義務付けられている建築物の要件は(1)及び(2)である。

(1) 建築物

公会堂、集会場、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、百貨店、展示場、遊技場、倉庫、自動車車庫などの特殊建築物で、床面積の合計が100㎡を超えるもの

事務所等の建築物で階数が5以上でかつ床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

(2) 建築設備

昇降機及び上記(1)の建築物に設置されている換気設備、排煙設備、非常用照明装置、防火設備などの建築設備

2 実施者

施設管理者の委託等により、有資格者(一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、昇降機等検査員、建築設備検査員)が実施する。

3 実施方法

建築基準法点検票(様式1)を使用する(点検票の記載方法は記載例による。)
ただし、昇降機は、別途、任意様式により実施する。

4 実施時期

建築物は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごとに実施する。

5 点検結果の保管等について

点検結果は、施設で保管するとともに、企業局総務課に報告すること。

第3章 他法令等に基づく点検について

建築基準法以外の法律等に基づく点検であり、設備等の損傷、腐食、その他劣化状況を点検する。

1 対象

(1) 別紙「施設及び設備の維持管理(法定点検を含む各種定期点検)」に定めるもの

(2) 別紙「施設及び設備の維持管理(法定点検を含む各種定期点検)」のほか、各種法令等に定める検査、点検、届出等を行う必要があるもの

2 実施者

施設管理者の委託等により、それぞれの有資格者等が実施する。

3 実施時期及び方法

それぞれの法令等（電気事業法、消防法等）に基づき実施する。

4 点検結果の保管等について

点検結果は、施設で保管するとともに、企業局に報告すること。

第4章 長寿命化点検について

施設の長寿命化に必要な建築部位・設備について、企業局で管理する施設全体の状況を踏まえた改修の優先順位付け及び計画的な改修を実施するため、その劣化や不具合の状況を点検する。

1 対象

点検対象は、（１）の長寿命化対象建築物のうち、（２）の予防保全・監視保全の建築部位・設備である

（１）長寿命化対象建築物

次のいずれにも該当するもの。

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）の施設

県民又は職員が常時利用する施設

（２）予防保全・監視保全の建築部位・設備

予防保全

屋根、外壁、受変電設備、非常用電源、交流無停電電源、空調設備（熱源）

監視保全

外部天井、外部建具、中央監視装置、自動火災報知設備、空調設備、換気設備、排煙設備、自動制御装置、給排水設備、消火設備、昇降機

<参考> 保安全管理の考え方（「県公共施設マネジメント実施方針」）

分類		考え方	保全方針
計画保全	予防保全	劣化により建築物の構造躯体の寿命に直接影響を与える部位、故障等した場合に施設利用者の安全性や施設の機能維持に重大な影響を与える設備	予防保全の観点から不具合が生じる前に保全を実施する
	監視保全	劣化・故障等により建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持に影響するが、事前の兆候を把握することにより対処可能な部位・設備	診断や点検結果を注視し、機能停止等の発生前に劣化や不具合の兆候に応じて対応する
事後保全		不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、利用者の安全性及び施設の機能維持への影響が少ない部位・設備	劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対処する

2 実施者

指定管理者が実施する。

3 実施時期

9月末までに実施する。

4 実施方法

(1) 点検様式

点検は、長寿命化点検票（以下、「点検票」という。）(様式2)を使用する（点検結果は電子データとして作成。）

(2) 点検票区分の補足説明

- ・ 区分欄の について

は、建築基準法に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その直近の結果を参考に指定管理者が点検のうえ記載する。

- ・ 区分欄の について

は、消防法等他法令に基づく点検項目に該当するが、有資格者等による点検結果がある場合は、その直近の結果を参考に指定管理者が点検のうえ記載する。

- ・ 区分欄の について

長寿命化のための独自の点検項目で、施設管理者が点検のうえ記載する。

(3) 判定区分

点検票の建築部位・設備ごとに実施し、判定は次のA、B1、B2、Cの4区分により行う。

- ・ A判定 : 異常がない
- ・ B1判定 : 劣化等が多少あるが機能上問題が無いもの
- ・ B2判定 : 劣化等が進行し機能上問題があるもの（改修の検討が必要なもの）
- ・ C判定 : 劣化等が著しく進行しており（又は壊れており）、早急な改修が必要なもの

B2・C判定の場合は、備考欄に劣化の状況等（後述）を記載するとともに、状況が分かる写真を添付する。

(4) 留意事項

- ・ 点検に際しては、安全に十分留意すること。
- ・ 設備の点検に際しては、受変電設備や空調設備（熱源）等の設備機器にある開口部（通常は閉まっているもの）を開けて点検しないこと。
- ・ 点検は、原則、目視等により実施するが、高所など目視では点検が困難な箇所は双眼鏡を使用したり、テストハンマーを使うことが可能な場合はできる限り使用するなど、建築部位・設備の状態把握に極力努めること。
- ・ 点検が困難なものであっても、当該部分の状況から判断して不良の状況にあると認められる場合は、その状況を点検票に記載し、状況のわかる写真を添付して提出

すること。

(5) 点検の手順

点検する建築部位・設備

点検票中の該当する建築部位・設備を確認し、該当がない場合は該当なしのチェックボックスをチェックする。

法定点検等の結果の反映

有資格者等が実施した点検結果（建築基準法、消防法等）がある場合は、その結果を点検票の該当する部位・設備欄に記載し（メモするなどし）、判定項目のどの項目に該当するかチェックしておく。

また、B2・C判定の項目に該当する場合は、備考欄に改修後の経過年数や劣化の状況、不具合の状況、点検業者の指摘等を記載しておく。

なお、複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）は、その中で一番劣化が進んだ機器についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの機器ごとの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況など）を記載する。

また、同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば窓、エアコン（空気調和機）など）は、その中で一番劣化が進んだ部位等についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの状況等を記載する。

有資格者等の点検結果は、直近のものを使用する。

備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄の記載事項及び記載例」を参照。

建築部位・設備の点検と判定

点検は、原則、目視等（双眼鏡等の使用を含む）により実施する。

上記で作成した点検票を基に、各建築部位・設備の点検を行い、判定結果を判定欄のチェックボックスに、チェックを入れる。

有資格者等の点検結果が無い場合は、点検票をそのまま使用する。

また、B2・C判定の場合は、備考欄に改修後の経過年数や、劣化の状況、不具合の状況、点検業者の指摘等を記載する。

なお、複数の機器で構成される設備がある場合（例えば冷熱源＝冷温水機、冷却塔、エアハンドリングユニットなど）は、その中で一番劣化が進んだ機器についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれの機器ごとの状況等（冷温水機の状況と冷却塔の状況など）を記載する。

また、同一の建築部位・設備が複数ある場合（例えば窓、エアコン（空気調和機）など）は、その中で一番劣化が進んだ部位等についての判定でチェックボックスをチェックし、B2・C判定が複数ある場合は、備考欄にそれぞれその状況等を記載する。

上記の確認結果及びの点検結果（異音、異臭等がないか、法定点検時点

から劣化が進んでいないか等)を踏まえて判定を実施すること。

備考欄の記載については、後述の(6)「備考欄の記載事項及び記載例」を参照。

写真の添付

B2・C判定の場合は、状況の分かる写真を様式2中の点検結果写真帳に添付し、判定欄に判定結果を記載すること。点検票に写真ナンバーを記載すること。

なお、写真を添付する必要のない建築部位・設備は、点検結果写真帳のエクセルシートを削除すること。

写真は、近接写真や全体が分かる写真(屋上防水など)など状況が極力把握できるように配慮すること。

(6) 備考欄の記載事項及び記載例

点検票の1～9(建築部位)の備考欄には、経過年数及び劣化の状況を記載する。

経過年数：新築からの年数(ただし、該当の建築部位の全面改修を行った場合は、その時点からの年数)

シート系防水のトップコート(表面の塗装)に変退色や剥離がある場合は、判定内容に関わらず、備考欄にその状況を記載し、写真を添付すること。

【建築部位の記載例】

経過年数：25年

劣化の状況

(例1) アスファルト防水で、コンクリートのひび割れやシーリングが欠損している箇所が多数あり、全体的な劣化が進行している。

(例2) シート防水がひび割れや剥離が多数あり、3階会議室天井から雨漏りしている。

(例3) 金属板の複数箇所にさびがあり、一部に腐食がある。

(例4) 外壁タイルが一部剥落しており、タイルの浮きが複数ある。

(例5) 外壁面の複数箇所に、ひび割れや白華がある。

(例6) 外部天井の複数箇所で塗装材に剥離がある。

(例7) 2階事務室の窓が変形しており、大雨の際に室内に雨水の侵入が発生する。

点検票の10～27(設備)の備考欄には、経過年数、劣化の状況、不具合の状況及び点検業者の指摘を記載する。

経過年数：新築からの年数(ただし、該当の設備の更新を行った場合は、その時点からの年数)

劣化の状況：異音、異臭、異常振動の発生状況及び場所

不具合の状況：不具合の具体的な内容、発生頻度及び対応状況(改善状況)

【設備の記載例】

経過年数：30年

劣化の状況

(例1) 1階機械室の受変電設備から異音がする。

不具合の状況

- ・ 不具合の状況
- ・ 不具合の発生頻度
- ・ 対応状況

(例1) 2階会議室の空調の冷房の効きが悪い状態が月に数回発生し、過去に3度修繕を行ったが一時的によくなるものの改善されない。

(例2) 事務室の中央監視装置が故障し遠隔操作(確認)ができないため、この1ヶ月間、退庁時に職員が各室に行って空調停止の確認を行っている。

(例3) 1週間前に浄化槽の定期点検で、浄化槽から漏水の可能性があるとの指摘を業者から受けた。修繕が困難であり、更新の必要性を指摘された。現在、更新費用の見積りを依頼している。

(例4) 1階男子トイレの小便器の排水の流れが悪く、常時、排水まで15分程度かかる。業者から、一時的な詰まりではないとの指摘があった。現在はこの小便器の使用を中止している。

点検業者の指摘

(例1) H29.8の法定点検時に、老朽化による更新を強く勧められた。

(例2) H29.3の保守点検時に、部品交換を勧められ対応済み。

(例3) H29.7の保守点検時に、部品の製造が中止となっているため更新を勧められた。

5 点検結果の保管等について

点検結果は各施設に保管するとともに、長寿命化点検票(様式2)電子データを別途指定する期日までに企業局に提出する。

第5章 日常点検について

施設管理者が施設の安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保たれているか日常的に点検する。

1 対象

すべての建築物

2 実施方法及び時期

様式1及び日常点検票(様式3)を参考に、日常的に行う。

3 点検結果の保管について

点検結果は各施設に保管する。

様式 1 建築基準法点検票

点検区分	建築物 ・ 建築設備
------	------------

該当するものに を付ける。

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建築物名称	

点検日	
点検者名 (資格)	()

資格欄には、建築士、特定建築物調査員、防火設備検査員、
昇降機等検査員、建築設備検査員のいずれかを記入する。

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている <input type="checkbox"/>		
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	中程度のひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある <input type="checkbox"/>		
3	敷地及び地盤	1-(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	中程度の傾斜又は、ひび割れがある <input type="checkbox"/>	著しい傾斜、ひび割れがある、又は目地部より土砂が流出している <input type="checkbox"/>		
4	建築物の外部	2-(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う軽微なひび割れあり <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う中程度のひび割れがある <input type="checkbox"/>	地盤沈下に伴う著しいひび割れがある、又は建具開閉等に支障ある <input type="checkbox"/>		
5	建築物の外部	2-(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	礎石にずれがある、又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
6	建築物の外部	2-(3)	土台(木造建築物)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	土台にたわみ、傾斜等がある、又は建具開閉に支障がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
7	建築物の外部	2-(4)	土台 (木造建築物)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
8	建築物の外部	2-(6)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
9	建築物の外部	2-(7)	外壁	躯体等	組構造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	れんが、石等に割れ、ずれ等がある <input type="checkbox"/>		
10	建築物の外部	2-(8)	外壁	躯体等	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	目地モルタルに軽微な欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに中程度の欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位等がある <input checked="" type="checkbox"/>	C	
11	建築物の外部	2-(9)	外壁	躯体等	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input checked="" type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	B2	
12	建築物の外部	2-(10)	外壁	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input checked="" type="checkbox"/>	C	

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
13	建築物の外部	2-(11)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分には必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	外壁タイル等に軽微な白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に中程度の白華、ひび割れ、浮き等がある	外壁タイル等に剥落等がある、又は著しい白華、ひび割れ、浮き等がある	<input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
14	建築物の外部	2-(12)	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ひび割れ、欠損等がある <input checked="" type="checkbox"/>	C	
15	建築物の外部	2-(13)	外壁	外装仕上げ材等	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形している <input checked="" type="checkbox"/>	C	
16	建築物の外部	2-(14)	外壁	外装仕上げ材等	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
17	建築物の外部	2-(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形している <input type="checkbox"/>		
18	建築物の外部	2-(17)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	機器本体に軽微な錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	機器本体に中程度の錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	機器本体に著しい錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>		
19	建築物の外部	2-(18)	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	支持部分に緊結不良がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
20	屋上及び屋根	3-(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがある、又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂している <input type="checkbox"/>		
21	屋上及び屋根	3-(2)	屋上回り(屋上面を除く)	パラベットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に軽微な白華、ひび割れ等がある <input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に中程度の白華、ひび割れ等がある <input type="checkbox"/>	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等がある、又はパネルが破損している <input type="checkbox"/>		
22	屋上及び屋根	3-(3)	屋上回り(屋上面を除く)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	モルタル面に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	モルタル面に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
23	屋上及び屋根	3-(4)	屋上回り(屋上面を除く)	金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	笠木に軽微な錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	笠木に中程度の錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	笠木に著しい錆若しくは腐食がある、又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形している <input type="checkbox"/>		
24	屋上及び屋根	3-(5)	屋上回り(屋上面を除く)	排水溝(ドレインを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに軽微なひび割れ、浮き等がある <input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに中程度のひび割れ、浮き等がある <input type="checkbox"/>	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
25	屋上及び屋根	3-(7)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	緊結金物に軽微な腐食等がある <input type="checkbox"/>	緊結金物に中程度の腐食等がある <input type="checkbox"/>	屋根ふき材に割れがある、又は緊結金物に著しい腐食等がある <input type="checkbox"/>		
26	屋上及び屋根	3-(8)	機器及び工作物(冷却設備、広告塔等)		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
27	屋上及び屋根	3-(9)	機器及び工作物(冷却設備、広告塔等)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	緊結金物に軽微な腐食等がある、又はコンクリート基礎等に軽微なひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	緊結金物に中程度の腐食等がある、又はコンクリート基礎等に中程度のひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等がある、又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
28	建築物の内部	4-(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷がある <input type="checkbox"/>		
29	建築物の内部	4-(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
30	建築物の内部	4-(7)	壁の室内に面する部分	躯体等	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	れんが、石等に割れ、ずれ等がある <input type="checkbox"/>		
31	建築物の内部	4-(8)	壁の室内に面する部分	躯体等	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	目地モルタルに軽微な欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに中程度の欠落がある <input type="checkbox"/>	目地モルタルに著しい欠落がある、又はブロック積みに変位がある <input type="checkbox"/>		
32	建築物の内部	4-(9)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
33	建築物の内部	4-(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
34	建築物の内部	4-(12)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	各部材及び接合部に穴又は破損がある <input type="checkbox"/>		
35	建築物の内部	4-(13)	壁の室内に面する部分	防火区画を構成する壁	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合には、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出している <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	建築物の内部	4-(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	木材に軽微な腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に中程度の腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある、又は緊結金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
37	建築物の内部	4-(18)	床	躯体等	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
38	建築物の内部	4-(19)	床	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	コンクリート面に軽微な白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に中程度の白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
39	建築物の内部	4-(21)	床	防火区画を構成する床	部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	各部材又は接合部に穴又は破損がある <input type="checkbox"/>		
40	建築物の内部	4-(24)	天井	令第128条の5(特殊建築物の内装)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマー等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷がある、又は剥落等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	建築物の内部	4-(25)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等がある <input type="checkbox"/>		
42	建築物の内部	4-(30)	防火設備(防火扉、防火シャッターに限る)		常閉閉鎖又は作動した状態にある防火設備(以下「常閉防火設備」という)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第14項第2号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。)に支障があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障がある <input type="checkbox"/>		
43	建築物の内部	4-(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	照明器具又は懸垂物に軽微な錆、腐食、緩み、変形等がある <input type="checkbox"/>	照明器具又は懸垂物に中程度の錆、腐食、緩み、変形等がある <input type="checkbox"/>	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等がある <input type="checkbox"/>		
44	建築物の内部	4-(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等がある、又は3年以内に劣化状況調査が行われていない <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
45	建築物の内部	4-(45)	石綿等を添加した建築材料		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷がある <input type="checkbox"/>		
46	避難施設等	5-(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>	著しい錆又は腐食がある <input type="checkbox"/>		
47	避難施設等	5-(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
48	避難施設等	5-(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	防煙壁にき裂、破損、変形等がある <input type="checkbox"/>		
49	その他	6-(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
50	その他	6-(2)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することである。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	膜張力又はケーブル張力が低下している <input type="checkbox"/>		
51	その他	6-(3)	特殊な構造等	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	鋼材部分に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材部分に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	鋼材部分に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		
52	その他	6-(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断している <input type="checkbox"/>		
53	その他	6-(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	煙突本体及び建築物との接合部に軽微なひび割れ、肌分かれ等がある <input type="checkbox"/>	煙突本体及び建築物との接合部に中程度のひび割れ、肌分かれ等がある <input type="checkbox"/>	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等がある <input type="checkbox"/>		
54	その他	6-(7)	煙突	建築物に設ける煙突	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	付帯金物に軽微な錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	付帯金物に中程度の錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>	付帯金物に著しい錆、腐食等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
55	その他	6-(8)	煙突	煙突 (令第138条第1項第1号)	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	煙突本体に軽微な錆、錆汁、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	煙突本体に中程度の錆、錆汁、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等がある <input type="checkbox"/>		
56	その他	6-(9)	煙突	煙突 (令第138条第1項第1号)	付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に軽微な錆、腐食、緊結不良等がある <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に中程度の錆、腐食、緊結不良等がある <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(2)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(4)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(5)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(7)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)(別表第1)	1-(8)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	換気扇による換気状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
6	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）（別表第1）	1-(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
7	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）（別表第1）	1-(13)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	空気調和機器又は配管に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	空気調和機器又は配管に中程度腐食がある <input type="checkbox"/>	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
8	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）（別表第1）	1-(14)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱がある <input type="checkbox"/>		
9	換気設備を設けるべき調理室等（別表第1）	2-(2)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
10	換気設備を設けるべき調理室等（別表第1）	2-(5)	自然換気設備及び機械換気設備		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	鳥の巣等により給排気が妨げられている <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
11	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(6)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断熱材が脱落又は損傷している <input type="checkbox"/>			
12	換気設備を設けるべき調理室等(別表第1)	2-(12)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	機器に損傷がある、取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
13	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(2)	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しない、又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
14	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(3)	防火ダンパー等	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ダンパーが円滑に作動しない <input type="checkbox"/>			
15	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等(別表第1)	3-(4)	防火ダンパー等	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
16	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
17	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(2)	排煙機	排煙機の外観	排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部に破損又は変形がある <input type="checkbox"/>			
18	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(7)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>			
19	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(13)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
20	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(17)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な振動がある <input type="checkbox"/>	中程度の振動がある <input type="checkbox"/>	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
21	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(21)	排煙風道 機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	排煙風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
22	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(22)	排煙風道 機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>			
23	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(27)	排煙風道 防火ダンパー	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ダンパーが円滑に作動しない <input type="checkbox"/>			
24	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(28)	排煙風道 防火ダンパー	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
25	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	1-(34)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外觀	排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
26	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等 (別表第2)	1-(40)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	給気風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
27	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等 (別表第2)	1-(42)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>			
28	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等 (別表第2)	1-(44)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外觀	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
29	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等 (別表第2)	1-(45)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外觀	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある <input type="checkbox"/>			
30	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等 (別表第2)	1-(47)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
31	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	排煙風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
32	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(4)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>		
33	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(7)	加圧防排煙設備	給気口の外觀	給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>		
34	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(11)	加圧防排煙設備	給気口の性能	給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な振動がある <input type="checkbox"/>	中程度の振動がある <input type="checkbox"/>	開放時に気流により閉鎖する、又は著しい振動がある <input type="checkbox"/>		
35	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(12)	加圧防排煙設備	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	給気風道に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	給気風道に変形、破損又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
36	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(13)	加圧防排煙設備	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でない、又は変形若しくは破損がある <input type="checkbox"/>			
37	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(15)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
38	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(16)	加圧防排煙設備	給気送風機の外観	給気風道との接続の状況	目視により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接続部に空気漏れ、破損又は変形がある <input type="checkbox"/>			
39	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(18)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>			
40	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビーム、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(27)	加圧防排煙設備	空気逃し口の外観	空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ、令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	2-(31)	加圧防排煙設備	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
42	令第126条の2第1項に規定する居室等（別表第2）	3-(5)	可動防煙壁		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がない <input type="checkbox"/>			
43	予備電源（別表第2）	4-(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落がある <input type="checkbox"/>			
44	予備電源（別表第2）	4-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管類の接続部等に漏洩等がある <input type="checkbox"/>			
45	予備電源（別表第2）	4-(8)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
46	予備電源(別表第2)	4-(9)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	基礎架台の取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
47	予備電源(別表第2)	4-(11)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	接続端子部に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
48	予備電源(別表第2)	4-(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等がある <input type="checkbox"/>			
49	予備電源(別表第2)	4-(16)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	排気の状態	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがある <input type="checkbox"/>			
50	予備電源(別表第2)	4-(17)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
51	予備電源(別表第2)	4-(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	アンカーボルト等に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	据付けが堅固でない、アンカーボルト等に著しい腐食がある、又は換気が十分でない <input type="checkbox"/>			
52	予備電源(別表第2)	4-(20)	直結エンジン	直結エンジンの外観	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
53	予備電源(別表第2)	4-(21)	直結エンジン	直結エンジンの外観	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷がある、又は運転表示ランプ類が点灯しない <input type="checkbox"/>			
54	予備電源(別表第2)	4-(22)	直結エンジン	直結エンジンの外観	給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	変形、損傷、き裂等がある <input type="checkbox"/>			
55	予備電源(別表第2)	4-(23)	直結エンジン	直結エンジンの外観	Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大いこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ベルトに損傷若しくはき裂がある、又はたわみが大い <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
									異常なし						
56	予備電源 (別表第2)	4-(24)	直結エンジン	直結エンジンの外観	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	接続端子部に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
57	予備電源 (別表第2)	4-(27)	直結エンジン	直結エンジンの性能	運転の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等がある <input type="checkbox"/>			
58	照明器具 (別表第3)	1-(1)	非常用の照明器具		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	天井その他の取付け部に正しく固定されていない、又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていない、若しくはコンセントから容易に抜ける状態である <input type="checkbox"/>			
59	電池内蔵形の蓄電池 (別表第3)	4-(1)	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
			蓄電池	蓄電池等の状況					異常なし	-	-	-			
60	電源別置形の蓄電池(別表第3)	5-(3)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
61	自家用発電装置(別表第3)	6-(3)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	端子部の締め付けが堅固でない、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損がある、又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
62	自家用発電装置(別表第3)	6-(6)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	電圧が定格電圧以下である、電解液量が機器に表示された適正量より少ない、又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等がある <input type="checkbox"/>			
63	自家用発電装置(別表第3)	6-(7)	自家用発電装置	自家用発電装置の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管の接続部等に漏洩等がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
64	自家用発電装置 (別表第3)	6-(8)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置の状 況	計器類 及びラン プ類の 指示及 び点灯 の状況	目視により 確認する。	発電機盤、 自動制御盤 等の計器 類、スイッチ 等に指示不 良若しくは 損傷がある こと又は運 転表示ラン プが点灯し ないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	発電機 盤、自動 制御盤等 の計器 類、スイ ッチ等に 指示不良 若しくは 損傷があ る、又は 運転表示 ランプが 点灯しな い <input type="checkbox"/>			
65	自家用発電装置 (別表第3)	6-(9)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置の状 況	自家用 発電装 置の取 付けの 状況	目視又は触 診により確 認する。	基礎架台の 取付けが堅 固でないこ と又は著しい 腐食、損傷 等があるこ と。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐 食、損傷 等がある <input type="checkbox"/>	中程度の 腐食、損 傷等があ る <input type="checkbox"/>	基礎架台 の取付け が堅固で ない、又 は著しい 腐食、損 傷等があ る <input type="checkbox"/>			
66	自家用発電装置 (別表第3)	6-(11)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置の状 況	接地線 の接続 の状況	目視により 確認する。	接続端子部 に緩み又は 著しい腐食 があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	接続端子 部に軽微 な腐食が ある <input type="checkbox"/>	接続端子 部に中程 度の腐食 がある <input type="checkbox"/>	接続端子 部に緩み 又は著しい 腐食があ る <input type="checkbox"/>			
67	自家用発電装置 (別表第3)	6-(15)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置の性 能	音、振 動等の 状況	聴診、触診 又は目視 により確 認する。	異常な音、 異常な振動 等があるこ と。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	異常な 音、異常 な振動等 がある <input type="checkbox"/>			
68	自家用発電装置 (別表第3)	6-(16)	自家用 発電装 置	自家用 発電装 置の性 能	排気 の状 況	目視により 確認する。	排気管、消 音器等の変 形、損傷、 き裂等によ る排気漏れ があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	排気管、 消音器等 の変形、 損傷、き 裂等によ る排気漏 れがある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
69	自家発電装置 (別表第3)	6-(17)	自家発電装置 自家発電装置の性能	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音、異常な振動等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転時に異常な音、異常な振動等がある <input type="checkbox"/>			
70	飲料水の配管設備及び排水設備 (別表第4)	1-(2)	飲料水配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管に腐食又は漏水がある <input type="checkbox"/>			
71	飲料水の配管設備 (別表第4)	2-(5)	飲料水の給水タンク及び貯水タンク (以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がない <input type="checkbox"/>			
72	飲料水の配管設備 (別表第4)	2-(10)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	配管に腐食又は漏水がある <input type="checkbox"/>			
73	飲料水の配管設備 (別表第4)	2-(11)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しないこと又は腐食若しくは漏水があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号若しくは第3号の規定に適合しない、又は腐食若しくは漏水がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
74	排水設備(別表第4)	3-(3)	排水槽	排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	漏れがある <input type="checkbox"/>			
75	排水設備(別表第4)	3-(4)	排水槽	排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
76	排水設備(別表第4)	3-(5)	排水槽	排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	運転中に異常な音、異常な振動等がある、又は定格水圧がない <input type="checkbox"/>			
77	排水設備(別表第4)	3-(10)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は著しい腐食、損傷等がある <input type="checkbox"/>			
78	排水設備(別表第4)	3-(17)	その他 排水管	排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	排水勾配がない、又は流れていない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(建築設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
79	排水設備(別表第4)	3-(20)	その他	排水管	間接排水の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号口の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号口の規定に適合しない、又は損傷がある <input type="checkbox"/>			
80	排水設備(別表第4)	3-(22)	その他	通気管	通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しない、又は損傷がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	防火扉(別表第1)	1-(2)	防火扉 扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			
2	防火扉(別表第1)	1-(3)	防火扉 扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
3	防火扉(別表第1)	3-(9)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
4	防火扉(別表第1)	3-(10)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
5	防火扉(別表第1)	3-(12)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
6	防火扉(別表第1)	3-(14)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
7	防火シャッター(別表第2)	1-(2)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
8	防火シャッター (別表第2)	1-(3)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがある <input type="checkbox"/>		
9	防火シャッター (別表第2)	1-(4)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、ベアリング及びビスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食、異常音又は異常な振動がある <input type="checkbox"/>		
10	防火シャッター (別表第2)	1-(5)	防火シャッター	駆動装置((2)項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	ローラーチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある <input type="checkbox"/>		
11	防火シャッター (別表第2)	1-(6)	防火シャッター	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	スラット又は座板に軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	スラット又は座板に中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又はスラットに片流れ若しくは固着がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
12	防火シャッター (別表第2)	1-(7)	防火シャッター	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			
13	防火シャッター (別表第2)	1-(8)	防火シャッター	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	ケースに外れがある <input type="checkbox"/>			
14	防火シャッター (別表第2)	1-(9)	防火シャッター	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある <input type="checkbox"/>			
15	防火シャッター (別表第2)	1-(10)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	劣化、損傷又は脱落がある <input type="checkbox"/>			
16	防火シャッター (別表第2)	1-(11)	防火シャッター	危害防止措置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
17	防火シャッター (別表第2)	1-(13)	防火シャッター	危害防止措置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は防火シャッターの降下が停止しない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
18	防火シャッター (別表第2)	2-(17)	連動機構	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されている、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は油脂、埃、塗料等の付着がある <input type="checkbox"/>			
19	防火シャッター (別表第2)	2-(18)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない <input type="checkbox"/>			
20	防火シャッター (別表第2)	2-(19)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
21	防火シャッター (別表第2)	2-(20)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
22	防火シャッター (別表第2)	2-(22)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
23	防火シャッター (別表第2)	2-(24)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考	
24	防火シャッター (別表第2)	2-(25)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に接地されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	速やかに作動させることができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している	<input type="checkbox"/>		
25	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(2)	耐火クロススクリーン	駆動装置	ローラーチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	腐食がある、異常音がある、若しくは歯飛びしている、又はたるみ若しくは固着がある	<input type="checkbox"/>		
26	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(3)	耐火クロススクリーン	カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある	<input type="checkbox"/>		
27	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(4)	耐火クロススクリーン	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし	軽微な腐食がある	中程度の腐食がある	変形、損傷又は著しい腐食がある、又は固定ボルトの締め付けが堅固でない	<input type="checkbox"/>		
28	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(5)	耐火クロススクリーン	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	<input type="checkbox"/>	異常なし	-	-	ケースに外れがある	<input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
29	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(6)	耐火クロススクリーン	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に軽微な腐食がある、又は遮煙材に軽微な損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に中程度の腐食がある、又は遮煙材に中程度の損傷がある <input type="checkbox"/>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落がある <input type="checkbox"/>		
30	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(7)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	劣化、損傷又は脱落がある <input type="checkbox"/>		
31	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(8)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>		
32	耐火クロススクリーン(別表第3)	1-(10)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火スクリーンの降下が停止しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は耐火スクリーンの降下が停止しない <input type="checkbox"/>		
33	耐火クロススクリーン(別表第3)	2-(14)	連動機構	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	スイッチ類に破損がある、又は表示灯が点灯しない <input type="checkbox"/>		
34	耐火クロススクリーン(別表第3)	2-(15)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>		

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
35	耐火クロススクリーン(別表第3)	2-(16)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
36	耐火クロススクリーン(別表第3)	2-(18)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
37	耐火クロススクリーン(別表第3)	2-(20)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付けが堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
38	耐火クロススクリーン(別表第3)	2-(21)	連動機構	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて構成巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	速やかに作動させることができる位置に設置されていない、周囲に障害物があり操作ができない、変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は打ち破り窓のプレートが脱落している <input type="checkbox"/>			
39	ドレンチャー等(別表第4)	1-(2)	ドレンチャー等	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	水幕を正常に形成できない位置に設置されている、又は塗装若しくは異物の付着等がある <input type="checkbox"/>			
40	ドレンチャー等(別表第4)	1-(3)	ドレンチャー等	開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
41	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(5)	ドレンチャー等 水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある、又は水質に軽微な腐敗がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある、又は水質に中程度の腐敗がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等がある、又は規定の水量が確保されていない <input type="checkbox"/>			
42	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(6)	ドレンチャー等 水源	給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
43	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(7)	ドレンチャー等 加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	スイッチ類に破損がある、表示灯が点灯しない、又はスイッチ類が機能しない <input type="checkbox"/>			
44	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(8)	ドレンチャー等 加圧送水装置	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
45	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(9)	ドレンチャー等 加圧送水装置	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
46	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(10)	ドレンチャー等 加圧送水装置	ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	回転が円滑でない、潤滑油等が必要量ない、装置若しくは配管への接続に緩みがある、又は基礎への取付けが堅固でない <input type="checkbox"/>			

様式1 建築基準法点検票

(防火設備)

番号	箇所	項目番号	(い)調査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
47	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(12)	ドレンチャー等	加圧送水装置	加圧送水装置予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
48	ドレンチャー等 (別表第4)	1-(14)	ドレンチャー等	加圧送水装置	圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷若しくは著しい腐食がある、又は正常に作動しない <input type="checkbox"/>			
49	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(18)	連動機構	制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等がある <input type="checkbox"/>			
50	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(19)	連動機構	制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	接地線が接地端子に緊結されていない <input type="checkbox"/>			
51	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(20)	連動機構	制御器	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	- <input type="checkbox"/>	自動的に予備電源に切り替わらない <input type="checkbox"/>			
52	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(21)	連動機構	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	変形、損傷又は著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			
53	ドレンチャー等 (別表第4)	2-(23)	連動機構	自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付が堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	軽微な腐食がある <input type="checkbox"/>	中程度の腐食がある <input type="checkbox"/>	取付が堅固でない、又は変形、損傷若しくは著しい腐食がある <input type="checkbox"/>			

点検結果写真帳

NO.

写真スペース

NO.

写真スペース

様式1 建築基準法点検票

(建築物)

(記載例)

番号	箇所	項目番号	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	該当なし	A	B1	B2	C	判定	写真No.	備考
1	敷地及び地盤	1-(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	建物周辺に陥没はあるが、安全上支障なし	-	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねている	-	
2	敷地及び地盤	1-(7)	塀	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	<input checked="" type="checkbox"/>	異常なし	軽微のひび割れ、破損又は傾斜がある	中等度のひび割れ、破損又は傾斜がある	著しいひび割れ、破損又は傾斜がある	B1	敷地北側の塀
<p>1 点検手順</p> <p>建築物： (い) 欄の項目に応じて、(ろ) 欄の方法により実施し、その結果が(は) 欄の基準に該当しているかどうかを判定する。</p> <p>建築設備及び防火設備： (い) 欄の項目に応じて、(ろ) 欄の事項ごとに(は) 欄の方法により実施し、その結果が(に) 欄の基準に該当しているかどうかを判定する。</p> <p>2 判定区分</p> <p>判定は4区分とし、A、B1、B2、Cの各状況のうち、合致する「」に「レ」マークを入れる。</p> <p>調査項目に該当がない場合は、「該当なし」欄に「レ」マークを入れる。</p> <p>3 その他</p> <p>C判定の場合は、点検結果写真帳に写真を添付し、写真No.を記載する。</p> <p>B1、B2、C判定の場合は、備考欄に該当箇所を記載する。</p> <p>屋根、外壁、外部建具の点検箇所で雨漏りがあるときは、備考欄にその旨を記載する。</p> <p>その他、特記事項がある場合は備考に記入すること。</p>							<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	C	No. 1、2	管理棟の北側の擁壁
							<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	A		Cの場合、写真帳に写真を添付し、写真No.を記載
							<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	C	No. 3、4	管理棟南側。雨漏りしている。 雨漏りがある場合はその旨記載

様式2 長寿命化点検票

施設番号	
施設名称	
建物番号	
建築物名称	

点検日	
点検者名	

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

番号	部位・設備	仕様	調査方法	保全区分	区分	該当なし	A	B1	B2	C	写真No.	備考
1	屋根	屋根防水 + 押さえコン (アスファルト防水)	目視、双 眼鏡による 目視	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 2割未満 <input type="checkbox"/>	ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 2割以上5割未 満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 5割以上 ・雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
2	屋根	シート系防水 塗膜防水	目視、双 眼鏡による 目視	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 1割未満 <input type="checkbox"/>	ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 1割以上3割未 満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・ひび割れ、変形、 剥離、その他の損 傷が屋根面積の 3割以上 ・雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
3	屋根	屋根長尺金属板 (金属板葺き) その他 (スレート・かわら 他)	目視、双 眼鏡による 目視	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、割 れ、変形その他の 損傷が、屋根面 積の1割未満 <input type="checkbox"/>	さび、腐食、割 れ、変形その他の 損傷が、屋根面 積の1割以上3 割未満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・さび、腐食、割 れ、変形その他の 損傷が、屋根面 積の3割以上 ・剥落している ・雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
4	外壁	壁・タイル	目視、双 眼鏡による 目視又は テストハン マーによる 打診	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の1割未満 <input type="checkbox"/>	白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の1割以上3 割未満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の3割以上 ・剥落している ・雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
5	外壁	外壁仕上塗材 (複層仕上塗材、 塗装壁他)	目視、双 眼鏡による 目視又は テストハン マーによる 打診	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の1割未満 <input type="checkbox"/>	白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の1割以上3 割未満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・白華、ひび割れ、 浮き等が外壁面 積の3割以上 ・剥落している ・雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
6	外壁	金属板	目視、双 眼鏡による 目視又は テストハン マーによる 打診	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、変 形、その他の損傷 が外壁面積の1 割未満又はシー リング材の欠損の長 さが総延長の1 割未満 <input type="checkbox"/>	さび、腐食、変 形、その他の損傷 が外壁面積の1 割以上3割未満 又はシーリング材 の欠損の長さが総 延長の1割以上 3割未満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・さび、腐食、変 形、その他の損傷 が外壁面積の3 割以上 ・シーリング材の欠 損が総延長の3 割以上 ・剥落している ・雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
7	外壁	外部天井	目視、双 眼鏡による 目視	監視	(独自項目)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	白華、ひび割れ、 浮き、剥離、そ 他の損傷が外部 天井面積の1割 未満 <input type="checkbox"/>	白華、ひび割れ、 浮き、剥離、そ 他の損傷が外部 天井面積の1割 以上3割未満 <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該 当 ・白華、ひび割れ、 浮き、剥離、そ 他の損傷が外部 天井面積の3割 以上 ・剥落している <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

番号	部位・設備	仕様	調査方法	保全区分	区分	該当なし	A	B1	B2	C	写真No.	備考
8	建具	外部建具	目視又は開閉の状況により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、変形 その他の損傷があるが、機能上の問題はなし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、変形 その他の損傷があるが、機能上の支障がある <input type="checkbox"/>	さび、腐食、変形 その他の損傷により、雨漏りしている <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
9	建具	自動扉	目視又は開閉の状況により確認	監視	(独自項目)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	作動時に異音等があるが、機能上問題はなし <input type="checkbox"/>	センサー等の作動不良により、時々誤作動がある <input type="checkbox"/>	センサー等の作動不良により、頻繁に誤作動する <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況
10	受変電	高圧 (高圧受変電)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	予防	(電気事業法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はなし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
11	発電・静止形電源	非常用発電 (自家発電装置、ディーゼル機関等)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	予防	(電気事業法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はなし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
12	発電・静止形電源	交流無停電電源 (無停電電源装置)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	予防	(電気事業法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はなし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

番号	部位・設備	仕様	調査方法	保全区分	区分	該当なし	A	B1	B2	C	写真No.	備考
13	中央監視	中央監視 (中央監視装置)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	予防	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はない <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
14	通信・情報	通信・情報(防災) (自動火災報知設備)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(消防法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
15	空調設備	温熱源(ボイラー) 冷熱源(吸収式冷温水、冷凍機、冷却塔)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	予防	(独自点検)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	さび、腐食、亀裂、その他の損傷があるが、機能上の問題はない <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
16	空調設備	空気調和機(パッケージ型、ユニット型、FCU、ヒートポンプマルチパッケージ) 全熱交換器、空気清浄装置、ポンプ、タンク、ダクト、配管	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(独自点検)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

番号	部位・設備	仕様	調査方法	保全区分	区分	該当なし	A	B1	B2	C	写真No.	備考
17	換気設備	換気設備 (送風機・ダクト)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘)	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入)		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
18	排煙設備	排煙機	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘)	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入)		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
19	自動制御設備	自動制御	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(独自点検)	<input type="checkbox"/>	異常なし	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘)	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入)		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
20	給排水設備	給排水 (給水ポンプ)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘)	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入)		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

番号	部位・設備	仕様	調査方法	保全区分	区分	該当なし	A	B1	B2	C	写真No.	備考
21	給排水設備	給排水 (排水ポンプ)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
22	給排水設備	給排水 (給水タンク)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当 ・異音、異臭、異常振動がある(備考欄に劣化の状況を記入) ・設備機器に不具合がある(不具合及び発生頻度を備考欄に記入) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(備考欄に記入) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
23	給排水設備	給排水 (浄化槽)	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(浄化槽法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当 ・異音、異臭、異常振動がある(備考欄に劣化の状況を記入) ・設備機器に不具合がある(不具合及び発生頻度を備考欄に記入) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(備考欄に記入) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
24	給排水設備	給排水 (給水管)	目視	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	赤水が蛇口から出る <input type="checkbox"/>	給水管の漏水がある <input type="checkbox"/>		経過年数： 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
25	給排水設備	給排水 (排水管)	目視	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	— <input type="checkbox"/>	排水の流れが悪いときがある <input type="checkbox"/>	排水管に漏水がある、又は排水が流れない <input type="checkbox"/>		経過年数： 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

様式2 長寿命化点検票

施設番号：

施設名：

建物番号：

建物名称：

番号	部位・設備	仕様	調査方法	保全区分	区分	該当なし	A	B1	B2	C	写真No.	備考
26	消火設備	消火設備一式	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(消防法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘
27	昇降機 その他	エレベーター	目視等又は専門業者が実施した点検結果により確認	監視	(建築基準法)	<input type="checkbox"/>	異常なし <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・異音、異臭、異常振動がある ・設備機器に不具合がある <input type="checkbox"/>	次のすべてに該当(劣化の状況等を備考欄に記入) ・異音、異臭、異常振動がある(劣化の状況) ・設備機器に不具合がある(不具合の状況) ・点検業者の指摘がある(早急なもの以外)(点検業者の指摘) <input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当 ・作動しない ・点検業者から危険であり、早急な改修を指摘された(点検業者の指摘を備考欄に記入) <input type="checkbox"/>		経過年数： 劣化の状況 不具合の状況 ・不具合の内容 ・不具合の発生頻度 ・対応状況 点検業者の指摘

点検結果写真帳（屋根）

判定	
----	--

NO.



写真スペース

NO.



写真スペース

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
1	建築物の敷地及び地盤面		敷地内の排水	目視により確認	排水不良があること。		
2	建築物の敷地及び地盤面		植栽	目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。		
3	屋根葺き材等	屋根葺き材、内装材、外装材、帳壁、パラペット、建具	タラップ、庇、とい等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがある亀裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。接合部における緩みがあること。		
4	屋根葺き材等	高架水槽、冷却塔、手摺、煙突、その他建築物の屋外に取付けるもの	エキスパンションジョイント金物等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。結合部における緩みがあること。部材に一目で分かるずれ、変形があること。		
5	床及び階段	共通	屋外階段の外観及び固定	目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。		
6	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部に亀裂その他の損傷があること。		
7	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。		
8	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		
9	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画を構成する壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目			(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況				有	無	
10	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	配管、ダクト等の防火区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は損傷があること。			
11	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開閉口に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。取付けが堅固でないこと。			
12	防火区画を構成する各部分（防火戸その他の防火設備を含む）その他防火上主要な部分	防火扉、防火シャッター及び防火ダンパー	防火設備の作動	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動により確認	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良があること。感知器との連想に作動不良があること。			
13	屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための部分		排水溝の外観	目視により確認	ルーフトレイン及びといに排水不良があること。			
14	静穏を必要とする室		静穏に必要な部材の外観	目視、聴診及び建具の開閉具合等により確認	壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となる亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
15	建具	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。気密性を損ない、かつ室内環境に悪影響をおよぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
16	建具	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
17	階段、バルコニー等	階段各部の外観及び固定	目視及び触診により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
18	階段、バルコニー等	特別避難階段の付室の窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。			
19	階段、バルコニー等	非常用エレベーター乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。			
20	階段、バルコニー等	避難上有効なバルコニーの手摺等の劣化、損傷	目視及びテストハンマー等による打診により確認	さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
21	階段、バルコニー等	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良があること。 避難器具が使用できないこと。			
22	階段、バルコニー等	防護柵の外観	目視により確認	安全かつ円滑な利用の支障となるおそれがある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。			
23	階段、バルコニー等	防煙壁の外観	目視により確認	防煙壁に亀裂、破損、変形があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考	
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無		
24	屋内及び屋外の案内表示		案内表示の外観	目視により確認	容易に確認でき、かつ、利用者を目的に円滑に誘導することの支障となる亀裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。脱落があること。			
25	建築設備	共通	全ての機器類の作動	目視、聴診（異音）、触診（発熱）、振動及び臭気（異臭）により確認 専門業者による点検結果の確認	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。作動不良があること。汚損、損傷、返照、変形、異音、異臭、脱落があること。			
26	建築設備	共通	基礎、架台の外観	目視により確認 専門業者の点検結果の確認	基礎、架台部分に亀裂その他の損傷、変形又は腐食があること。			
27	建築設備	設備機器	分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
28	建築設備	設備機器	端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
29	建築設備	設備機器	照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
30	建築設備	設備機器	監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考	
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無		
31	建築設備	設備機器	自動火災警報装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
32	建築設備	設備機器	音声誘導装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
33	建築設備	設備機器	インターホンの外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
34	建築設備	設備機器	トイレ等呼出装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
35	建築設備	設備機器	太陽光発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
36	建築設備	設備機器	分力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
37	建築設備	設備機器	構内情報通信網装置の外観及び工程	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考	
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無		
38	建築設備	設備機器	構内交換機(PBX)の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
39	建築設備	設備機器	拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
40	建築設備	設備機器	映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
41	建築設備	設備機器	情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
42	建築設備	設備機器	テレビ共同受信装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
43	建築設備	設備機器	テレビ電波障害防止装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			
44	建築設備	設備機器	駐車場管制装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
45	建築設備	設備機器	入退室管理装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
46	建築設備	設備機器	航空障害灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
47	建築設備	設備機器	予備電源の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	キュービクルの本体及び接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが堅固でないこと。		
48	建築設備	設備機器	外灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
49	建築設備	設備機器	電光掲示板の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
50	建築設備	設備機器	構内配電線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
51	建築設備	設備機器	構内通信線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	亀裂、損傷、偏食、腐食、変形、周囲の沈下、電線の劣化、断線があること。		
52	建築設備	設備機器	熱源機器（冷凍機、冷却塔、ボイラー等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
53	建築設備	設備機器	製缶類（オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等）の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。		
54	建築設備	設備機器	空調機等（空調機、ファンコイル、空気清浄装置等）の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
55	建築設備	設備機器	送風機類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
56	建築設備	設備機器	ポンプ類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
57	建築設備	設備機器	消火機器（消火器含む）の外観及び固定	目視、触診により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 ヘッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。		
58	建築設備	設備機器	中央監視装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
59	建築設備	設備機器	自動制御装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。		
60	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	ダクト（給排気口含む）の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なう亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。		

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目			(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況				有	無	
61	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	防火、防煙ダンパー類 の外観、固定及び作 動	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。 ダンパーに作動不良があ ること。 感知器との運動に作動 不良があること。			
62	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	支持金物の外観及び 固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。			
63	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配管の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。 配管に腐食又は漏水が あること。			
64	建築設備	配線、配管及び風道 その他のダクト	配線の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損 なう亀裂その他の損傷、 変形若しくは腐食がある こと。 接合部に一目で分かる 腐食、損傷又は緩みがあ ること。 配線に汚損、損傷、偏 食、腐食、断線、変形が あること。			
65	建築設備	給水設備及び排水設 備	温熱源機器（ボイ ラー、湯沸器等）の外 観、固定及び作動	目視、聴診（異音）、 触診（発熱）、振動及 び臭気（異臭）により確 認 専門業者による点検結 果の確認	取付けが堅固でないこ と。 一目で分かる亀裂その 他の損傷、変形若しくは腐 食があること。 運転時に異常音、異常 な振動又は異常な発熱 があること。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目			(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	給水設備及び排水設備	確認を要する状況			有	無	
66	建築設備	給水設備及び排水設備	タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎に亀裂があること。			
67	建築設備	給水設備及び排水設備	衛生器具の外観及び固定	目視及び触診により確認	取付が堅固でないこと。一目で分かる亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。			
68	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		擁壁躯体の外観及び 擁壁の水抜きパイプの 詰まり	必要に応じて双眼鏡等 を使用して目視により確認 手の届く範囲は必要に 応じて棒の挿入により確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 一目で分かる亀裂その 他の損傷、変形若しくは 腐食があること。 目地部より土砂が流出 していること。 水抜きパイプに詰まりが あること。			
69	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動 により確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 亀裂その他の損傷若しく は腐食、接合部における 緩みがあること。 一目で分かるさび又は損 傷があること又は作動不 良があること。			
70	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物		鉄塔の外観	必要に応じて居双眼鏡 等を使用して目視により 確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 基礎に亀裂、欠損、さび 汁があること。 鉄塔に一目で分かる亀 裂、変形、塗装の劣化、 さびその他の腐食、接合 部における緩みがあるこ と。			

様式3 日常点検票

番号	(い) 確認項目		(ろ) 確認方法	(は) 判定基準	支障の有無		備考
	敷地及び建物の各部	確認を要する状況			有	無	
71	煙突、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工 作物	広告塔の外観	必要に応じて居双眼鏡 等を使用して目視により 確認	転倒のおそれがある傾斜 があること。 基礎に亀裂、欠損、さび 汁があること。 広告塔に一目で分かる 亀裂、変形、塗装の劣 化、さびその他の腐食、 接合部における緩みがあ ること。			
72	駐車場及び敷地内の通 路	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積 載に支障を及ぼす亀裂そ の他の損傷、変形又は 腐食があること。 コンクリート、タイル、石、 アスファルトその他の材料 に剥離があること。 出入口ミラー、区分の白 線の視認性に支障がある こと。 車止めにぐらつきがある こと。			
73	駐車場及び敷地内の通 路	歩道、玄関ポーチ等の 外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積 載に支障を及ぼす亀裂そ の他の損傷、変形又は 腐食があること。 コンクリート、タイル、石、 アスファルトその他の材料 に剥離があること。			
74	災害応急対策を行なう 為に必要な建築物等	水防板、水防壁、逆 流防止弁その他の水 防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防御 する機能に支障を及ぼす おそれがある亀裂その 他の損傷、変形又は腐食 があること。			
75	免震構造又は制震構造 の建築物等	免震装置又は制震装 置の外観	目視により確認	免震又は制震の降下を 損なうおそれがある部材 及び機構の亀裂その他の 損傷、変形若しくは腐食 又はこれらの接合部にお ける緩みがあること。			

別紙

施設及び設備の維持管理(法定点検を含む各種点検)

施設	業務名	実施箇所	要求内容	実施頻度	留意事項
ゴルフ場 施設	ゴルフコース水質検査	・ハケ岳コース5番ホール(注1) ・富士山コース2番ホール ・駒ヶ岳コース2番ホール	水質の農薬検査を行う	年2回	
	浴槽の水質検査	・男湯 ・女湯	水質検査を行う	毎日換水 - 年1回 連日使用 - 年2回	遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。
	飲料水の水質検査	・ハケ岳コース売店(注2) ・富士山コース売店 ・駒ヶ岳コース売店 ・ゴルフレストラン棟厨房	水質検査を行う	年1回	
	浄化槽保守点検・清掃	・ハケ岳コース売店(注2) (合併、接触曝気・嫌気濾床式、6人槽) ・富士山コース売店 (単独、腐敗式、25人槽) ・駒ヶ岳コース売店 (単独、腐敗式、10人槽) ・管理棟 (合併、土壌酸式、25人槽) 1	保守点検・清掃を行う	浄化槽の種類による	
	浄化槽法第11条検査	1と同じ	点検を行う	年1回	
	受水槽清掃	・ハケ岳コース北 ・ハケ岳コース南 ・ハケ岳コース南	清掃を行う	年1回	
	ボイラーばい煙測定	・浴室棟	ばい煙測定を行う	年2回	
	ボイラー点検	・浴室棟	設備機器点検・清掃を行う	年2回	
	消防用設備等点検	・ゴルフ場各施設	消防用設備等(特殊消防用設備等)について点検を行う	機器点検 - 6ヶ月に1回 総合点検 - 年1回	
	自家用電気工作物点検	・第2変電所～第4変電所	保守点検を行う	2ヶ月に1回	
地下タンク漏洩検査	・ゴルフ場給油取扱所	漏洩検査を行う	年1回		
ネズミ等の防除	・ゴルフ事業各施設	ネズミ・衛生害虫等の調査、必要に応じて防除を行う	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回統一的に調査を行い、必要に応じて防除を行うこと	

(注1) ハケ岳コース9ホールを平成31年3月末に廃止し、無料開放施設に移行するため、不要となる。
(注2) ハケ岳コース9ホールを平成31年3月末に廃止し、無料開放施設に移行するため、レジャー施設となる。

施設	業務名	実施箇所	要求内容	実施頻度	留意事項
レジャー施設	浴槽の水質検査	・アクアリゾート清里展望風呂(男湯) ・アクアリゾート清里展望風呂(女湯) ・アクアリゾート清里露天風呂(男・女湯)	水質検査を行う	毎日換水 - 年1回 連日使用 - 年2回	遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。
	飲料水の水質検査	・レストランアクア厨房 ・レジャーハウス棟厨房 ・オートキャンプ場手洗い場	水質検査を行う	年1回	
	浄化槽保守点検・清掃	・つどいの野原 (単独、腐敗式、30人槽) 2	保守点検・清掃を行う	浄化槽の種類による	
	浄化槽法第11条検査	2と同じ	点検を行う	年1回	
	受水槽清掃	・アクアリゾート清里	清掃を行う	年1回	
	ボイラーばい煙測定	・アクアリゾート清里	ばい煙測定を行う	年2回	
	ボイラー点検	・アクアリゾート清里	設備機器点検・清掃を行う	年2回	
	消防用設備等点検	・アクアリゾート清里 ・レジャーハウス棟 ・オートキャンプ場	消防用設備等(特殊消防用設備等)について点検を行う	機器点検 - 6ヶ月に1回 総合点検 - 年1回	
	自家用電気工作物点検	・第1変電所 ・揚湯変電所 ・温泉施設変電所	保守点検を行う	2ヶ月に1回	
	プール水質検査	・アクアリゾート清里	水質検査を行う	月1回	総トリハロメタンは年1回(6月から9月の時期)の検査で足りる。遊離残留塩素濃度を頻繁に測定すること。
エレベーター保守点検	・アクアリゾート清里	保守点検を行う	1ヶ月に1回		
ネズミ等の防除	・アクアリゾート清里 ・レジャーハウス棟 ・オートキャンプ場	ネズミ・衛生害虫等の調査、必要に応じて防除を行う	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回統一的に調査を行い、必要に応じて防除を行うこと	

施設	業務名	実施箇所	要求内容	実施頻度	留意事項
まきば レストラン	飲料水の水質検査	・まきばレストラン厨房	水質検査を行う	年1回	
	浄化槽保守点検・清掃	・まきばレストラン (合併、間欠曝気式、480人槽) 3	保守点検・清掃を行う	浄化槽の種類による	
	浄化槽法第11条検査	3と同じ	点検を行う	年1回	
	消防用設備等点検	・まきばレストラン	消防用設備等(特殊消防用設備等)について点検を行う	機器点検 - 6ヶ月に1回 総合点検 - 年1回	
	自家用電気工作物点検	・まきばレストラン	保守点検を行う	2ヶ月に1回	
	ネズミ等の防除	・まきばレストラン	ネズミ・衛生害虫等の調査、必要に応じて防除を行う	6ヶ月に1回	6ヶ月に1回統一的に調査を行い、必要に応じて防除を行うこと

上記点検等は現状の維持管理状況に基づく

上記の他、必要に応じて各種法令等に定める検査、点検、届出等を行うこと

上記点検等は資格を有する場合は自社職員、または各専門業者へ委託を行い、点検等を行うこと

基準に適合しない場合は、基準に適用するよう、または点検等での指摘に沿って対応すること